

三里塚・請求異議裁判署名

千葉地方裁判所民事第5部
高瀬順久裁判官 様

市東さんの農地取り上げ判決に異議あり！ 成田空港会社による強制執行請求の不許可 を求めます

成田空港会社（N A A）が強制執行で取り上げようとしている農地は千葉県成田市の専業農家・市東孝雄さんが耕作している総面積約1町7反の半分近く（約7反3畝）になります。

N A Aは、違法に小作地を買収し15年間も地代をだましとってきました。最高裁は、こうした真実を隠して農地取り上げ判決を確定させました。このようなずさんな判決のもとで、3代100年近く耕し続けてきた農地と営農手段を強制的に取り上げるなど許されません。

現にある作物もろとも農地をつぶし、暮らしを成り立たたなくする強制執行は、農民の耕す権利や憲法にも保障された生きる権利の侵害です。農地は農民の命であり、私たちの命です。奪ってはなりません。

名 前	住 所